

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、伊勢市契約規則（平成 17 年伊勢市規則第 48 号）第 4 条の規定に基づき公告します。

令和 8 年 5 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健一

## 1 入札に付する事項

以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。詳細は紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）による。

区分番号	財産名称	予定価格	入札保証金
資 0801	軽貨物車 ホンダ アクティバン(平成 9 年式)	20,000 円	2,000 円
資 0802	小型乗用車 ホンダ インサイト(平成 21 年式)	40,000 円	4,000 円
教 0801	庭石 1	300 円	30 円
教 0802	庭石 2	300 円	30 円
教 0803	庭石 3	300 円	30 円
教 0804	庭石 4	300 円	30 円
教 0805	庭石 5	300 円	30 円
教 0806	庭石 6	300 円	30 円
教 0807	庭石 7	300 円	30 円
教 0808	庭石 8	300 円	30 円

※予定価格とは、最低売払価格をいう。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下のいずれかに該当する方は、伊勢市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」という。）へ参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項各号に該当する方
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者。法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員
- (4) 18 歳未満の方
- (5) 日本語を完全に理解できない方
- (6) 伊勢市が定める伊勢市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）および KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

### 3 入札参加申込み

インターネット公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続きを行う。

#### (1) 仮申込み

- ① 方法：売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込み入力を行うこと。  
② 期間：令和8年5月29日（金）13時から令和8年6月16日（火）14時まで

#### (2) 本申込み（参加申込書類等提出）

- ①方法：仮申込み（売却システム入力）を完了後、所定の申込書に必要書類を添付のうえ伊勢市資産経営課へ提出すること。なお、(1) 仮申込みをしていないものは本申込みができない。  
②期間：令和8年5月29日（金）13時から令和8年6月15日（月）17時15分まで（郵送の場合、入札開始日の3開庁日前必着）

- (3) 下見会について（ご希望の方は必ず事前に担当に参加申込みのうえ、お越してください。）

#### 【資 0801、資 0802】

日 時：令和8年6月1日（月）、2日（火）、3日（水）  
10時00分～16時00分まで

下見会場：伊勢市吹上1丁目606番地9（伊勢市吹上駐車場）

連絡先：0596-21-5526（伊勢市資産経営課）

#### 【教 0801～教 0808】

日 時：令和8年6月1日（月）、2日（火）、3日（水）  
10時00分～12時00分まで

下見会場：伊勢市御菌町小林1608（旧御菌廃棄物投棄場）

連絡先：0596-22-7876（伊勢市学校施設整備課）

### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札期間 令和8年6月30日（火）13時から  
令和8年7月7日（火）13時まで  
(2) 開札日時 令和8年7月7日（火）13時から  
(3) 開札場所 K S I 官公庁オークションが提供する売却システム上

### 5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 公有財産売却の参加者は、伊勢市が売却区分ごとに指定する方法で入札する前に入札保証金を納付しなければならない。入札保証金は、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の10分の1以上の金額とする。  
(2) 納付方法はクレジットカードのみとする。ただし、市有地売却については銀行振込（ここでいう銀行振込とは、伊勢市の発行する納付書を金融機関の窓口へ提出して入札保証金を納付する方法）でも可能とする。  
(3) 落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札期間終了後全額返還する。なお、公有財産

売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後とする。

- (4) 落札者は、伊勢市が定めた契約保証金を納付しなければならない。なお、契約保証金は納付済みの入札保証金を充当するものとし、この場合、契約保証金の額は入札保証金と同額とする。

## 6 入札の方法

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札を可能とする。入札は一度のみ可能で、一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更を行うことはできない。

## 7 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びにガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

## 8 落札者の決定

入札期間終了後、伊勢市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

## 9 契約の締結及び売払代金の納付

- (1) 落札後、伊勢市が落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、契約書を送付する。
- (2) 落札者は令和 8 年 7 月 14 日（火）17 時までに契約を締結しなければならない。
- (3) 落札者が契約締結期限までに契約しなかったときは売却の決定は取り消しとする。また、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還することはできない。
- (4) 落札者は、令和 8 年 7 月 21 日（火）14 時 30 分までに売払代金の残金を納付しなければならない。
- (5) 売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、納付された契約保証金を没収し、返還することはできない。

## 10 その他、本公告に関する問い合わせ先

伊勢市役所 資産経営部 資産経営課 資産管理係（本館 2 階）

住 所： 伊勢市岩渕一丁目 7 番 29 号

電 話： 0596-21-5526 E-MAIL： sisan@city.ise.mie.jp